

「市民活動の広場オアシス」掲載要領

令和7年1月

箕面市箕面広報室

(目的)

第1条 この要領は、「市民活動の広場オアシス」(以下「オアシス」という。)について、公共性及び公平性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(掲載趣旨)

第2条 「オアシス」は、市民の生涯学習、ボランティアなどの自主活動を支援することを目的とし、広報紙「もみじだより」に設ける。

(掲載に係る要件)

第3条 掲載するには、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 市内在住・在勤・在学のかたを対象とする団体が行う催しの案内又は会員募集(体験講習会を含む。以下同様)であること。
- (2) 継続して活動を行う団体であること。
- (3) 団体の活動場所が、次のいずれかに該当すること。
 - ・市立、府立等の公立施設又はこれに準ずる施設(外郭団体が有する施設等)
 - ・自治会等の公共性の高い団体が有する施設(自治会館、集会所等)
 - ・公園や広場、山等の広く利用が認められている場所
 - ・民間施設(金銭授受が発生しない場合に限る。)
- (4) 初回掲載の団体は、規約又はこれに類する書類を提出すること。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、団体の収支報告書、行事の予算書又はこれらに類する書類を提出すること。
 - ・1回当たりの費用が2,500円を超える場合(ただし、キャンプは1泊1万円を上限とし、それを上回る場合は掲載不可)
 - ・会員募集において、入会金(材料費やテキスト代等の諸経費は除く。)が5,000円を超える場合
- (6) 会員募集において、体験講習会の掲載を行う場合は、体験講習会だけではなく通常の活動時の練習日程や練習場所も場所も併せて掲載すること。
- (7) 掲載の申込みは、郵送、ファクス、電子メール、持参、電子申請のいずれ

れかにより行うこと。

(8) 掲載の申込みは、掲載希望月の前月 1 日までに行うこと。

例) 4月号 → 3月 1日締切り

(9) 次の各号の対象外要件に該当しないこと

①営利目的に該当すると判断されるもの又は誤解されるおそれのあるもの

※問合せ先が講師や指導者自身であるもの、講師や指導者が自ら主催し受講者を募集するもの、講師や指導者が受講料等を徴収するものは、営利目的との誤解を招くため掲載不可

②政治活動又は宗教活動に該当すると判断されるもの、政治的又は宗教的色彩を有することにより、政治活動又は宗教活動と誤解されるおそれのあるもの

※政治家が代表となっている団体の催しや、問合せ先が政治家となっているものは、政治活動との誤解を招くため掲載不可

③特定の個人や団体のみが対象（同窓会のお知らせ、会員限定の催し等）となり、不特定多数の市民が対象とならないもの

④団体ではない個人の活動（個展、展覧会など）に該当するもの

⑤同一内容の記事で既に掲載済のもの

⑥会員募集で、過去の掲載から 1 年以上経過していないもの

※会員募集（体験講習会を含む。）の記事は、1 年に 1 回のみ掲載可能

※団体が名称を変え新体制で会員募集をする場合は新規扱いとし、規約又はこれに類する書類の再度の提出が必要

⑦費用が著しく高額と判断されるもの

⑧求人情報に該当するもの

※ただし、ボランティア及び実行委員会メンバーの募集は、非営利目的かつ無報酬の場合に限り、掲載可能とする。

⑨団体の活動内容が不明確なもの

⑩活動内容が暴力団又は暴力団員に關与しているもの又はそのおそれがあるもの

⑪公序良俗に反するもの

⑫過去に、掲載によるトラブルや、虚偽の記載や不正申込等が判明した団体から、再度の掲載依頼があったもの

⑬上記に掲げるもののほか、掲載することが適切でないと箕面広報室が認めるもの

(掲載の取消)

第4条 掲載が決定した後に、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、決定を取り消すことができる。

- (1) 申込団体が、虚偽または不正により、掲載の決定を受けたとき。
- (2) 申込団体が、指定した期日までに本要領に規定するに規定する必要書類の提出等に応じなかったとき。
- (3) 申込団体の構成員に暴力団員又は暴力団密接関係者が含まれていることが判明したとき。
- (4) 活動内容が暴力団の利益になる若しくは、その恐れがあると認められるとき。

(掲載申込)

第5条 「オアシス」の掲載を希望する者は、以下のいずれかの方法で箕面 FM まちそだて株式会社あてに原稿を提出し、申込するものとする。

- (1) 郵送
- (2) ファクス
- (3) 電子メール
- (4) 持参
- (5) 電子申請 (LoGo フォーム)

(掲載内容)

第6条 掲載内容は、イベント名・団体名、日時、会場、イベント内容、費用、問合せ等とする。

(その他)

第7条 掲載に係る一連の業務は、本市の広報紙発行業務の委託先である箕面 FM まちそだて株式会社が行う。

- 2 掲載費用は無料とする。
- 3 掲載希望が多い場合は、市内で行う催しや活動を優先し掲載する。
- 4 校正は、毎月中旬頃に電話連絡により行う。
- 5 紙面スペースの都合や文章表現を統一するため、原稿に修正を加える場合がある。
- 6 この要領に定めるもののほか、「オアシス」の掲載に関し必要な事項は広報室長が定める。